



福岡医発第1681号(地)

平成25年10月10日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所の
専属の薬剤師の設置義務について

標題の件につきましては、医療法（昭和23年法律第205号）第18条本文において、病院又は診療所は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県（診療所は、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合は、当該保健所を設置する市又は特別区）の条例の定めるところにより、専属の薬剤師を置かなければならないこととされています。また、その厚生労働省令で定める基準は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令50号）第6条の6において、病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととされています。

一方、医療法第18条「ただし書き」において「病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。」とされており。

今般、厚生労働省医政局総務課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛てに、医師が3人以上勤務する診療所に係る医療法第18条「ただし書き」に係る取扱いについては、当該診療所が単科又は複数の科であるかのみをもって判断するのではなく、当該診療所の調剤数等を総合的に判断すること、また許可を与えた場合は、当該診療所で患者に処方箋が交付された際、地域の薬局において医薬品が患者に適切に提供されるよう配慮することの徹底依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員への周知方についてよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

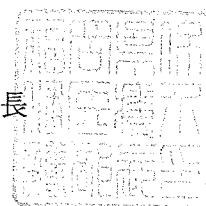
25医指第2662号

平成25年10月2日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



病院又は医師が常時3人以上勤務する診療所の専属の薬剤師の設置義務について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件について、厚生労働省医政局から、別添（写）のとおり通知がありましたのでお
知らせします。





医政総発 0925 第 9 号

平成 25 年 9 月 25 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)

病院又は医師が常時 3 人以上勤務する診療所の専属の薬剤師の設置義務について

平素より、医療行政の推進に格別のご高配いただき、厚く御礼申し上げます。

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 18 条本文において、病院又は診療所は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県（診療所は、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合は、当該保健所を設置する市又は特別区）の条例の定めるところにより、専属の薬剤師を置かなければならないこととされています。また、その厚生労働省令で定める基準は、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 6 条の 6 において、病院又は医師が常時 3 人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととされています。

一方、医療法第 18 条ただし書において、「病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。」とされています。

都道府県におかれましては、原則として、病院又は医師が常時 3 人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置かなければならないとされていますが、医師が常時 3 人以上勤務する診療所に係る医療法第 18 条ただし書に係る取扱いについては、当該診療所が単科又は複数の科であるかのみをもって判断するのではなく、当該診療所の調剤数等を総合的に判断していただくようお願いします。また、許可を与えた場合は、当該診療所で患者に処方箋が交付された際、地域の薬局において医薬品が患者に適切に提供されるよう配慮していただくことをお願いします。

